

令和7年3月第2回本山町議会定例会会議録

1. 招集年月日及び場所

令和7年3月4日（火）

本山町議会議場

2. 応招議員

1 番	吉川 裕三	2 番	川村 太志	3 番	永野 栄一
4 番	松繁 美和	5 番	白石 伸一	6 番	上地 信男
7 番	中山 百合	8 番	大石 教政	9 番	澤田 康雄
10 番	岩本 誠生				

3. 不応招議員

4. 出席議員

応招議員と同じ

5. 欠席議員

不応招議員と同じ

6. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

議会事務局長 松葉 早苗 主査 清岡 康隆

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	澤田 和廣	副町長	高橋 清人	教育長	大西 千之
総務課長	田岡 学	住民生活課長	大石 博史	政策企画課長	前田 幸二
まちづくり推進課長	田岡 明	建設課長	中西 一洋	健康福祉課長	澤田 直弘
病院事務長	佐古田 敦子				

8. 議事日程

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 会期の決定、

日程第3. 議長諸般等報告

日程第4. 議案第2号から議案第48号及び報告第1号及び報告第2号一括上程

施政方針並びに提案理由の説明

日程第5. 報告第1号 町長の専決処分の報告について

日程第6. 報告第2号 令和6年度本山町病院事業会計予算繰越計算書の報告について

て

日程第7．議案第2号 本山町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第8．所管事務調査の委員会報告

日程第9．嶺北広域行政事務組合議会議員報告

開会 9：00

○議長（岩本誠生さん）おはようございます。町長より令和7年3月第2回定例会を招集する旨告示され、ご通知申し上げましたところ、議員及び執行部全員の出席によりまして、本定例会が開会できますこと、まずもって感謝を申し上げたいと存じます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

昨日朝方、春一番と思われる強風が吹きました。殊のほか厳しい寒さだったこの冬も過ぎ、木の芽起こしの雨が降ったりいたしまして、ようやく春の息吹が感じられる今日この頃であります。三寒四温を繰り返しながら、閉会の頃には桜のつぼみもさらに大きくなることであらう。

そんな季節の移ろいに時の流れを感じながら、議員任期も余すところ1年半となり、その速さに驚くばかりであります。

これまで議会においては、議会基本条例を具現化するため、議会改革を進めながら議会活動の充実・強化に取り組んでまいりましたが、住民の方々からは、厳しいご意見などもいただいております。負託に十分応えることができているかどうか、全議員が真摯に検証と総括をしていかなければならないと思うところであります。

議会改革は、まずは議員改革から始まると言われています。議員各位におかれましては、さらなる研さんを積み、資質の向上に努めていただくようお願いを申し上げます。「信なくば立たず」、これは中国の孔子の言葉であります。正義は民衆の信頼なくしては成り立たないものであるという意味でありまして、議員はもとより、執行部においても肝に銘ずべき言葉であると思います。

議会に対しまして住民の皆さんからご意見やご提言をお聞きする議会報告会、意見交換会を令和7年度は、田植えも終わる6月に開催する予定であります。日頃思っていることやご要望などをお聞きするいい機会でございますので、多くの住民の方々のご参加をお願い申し上げます。

さて、来年度に向けて、本定例会は山積する本町の重要課題、特に人口少子対策、地方創生政策、福祉防災を基本とした安心・安全なまちづくりと住民の皆様方に本山町に住むことの喜びと幸せを感じていただける町政を展開することが求められております。

執行部においても、住民の皆様方をどれだけ反映した行政が行われているかどうか問われることであります。その責任は非常に重大であります。

本日、町長から示される令和7年度の施政方針には、各分野における政策が盛り込まれていることだと思いますが、安心して住みよい豊かな明るく希望のあるまちづくりのために、具体的に何をするかを住民の皆様に分かりやすく伝えていただきたいと存じます。

本定例会には報告事項2件、令和7年度当初予算案をはじめ46議案が上程される予定であります。一般質問・議案審議において、議員各位におかれては、これまでの知識、経験を十分に発揮され、議会の機能を十分に果たし、住民の皆様の負託に応えられますよう活発な論戦を展開されることを期待いたします。

執行部におきましても、質問・質疑の内容を十分吟味され、的確な答弁、資料の提出等によって説明責任を尽くしていただき、本定例会の成果が本町の発展につながりますよう期待をいたしまして、開会に当たっての私の挨拶といたします。ありがとうございました。

ただいまの出席議員は10名で定足数に達しております。これより令和7年第2回本山町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付したプリントのとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（岩本誠生さん）日程第1、今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番 白石伸一 さん、6番 上地信男 さんを指名しますので、ご両名はご了承願います。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第2．会期の決定

○議長（岩本誠生さん）日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日より3月14日までの11日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、会期は本日より3月14日までの11日間と決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第3．議長諸般等報告

○議長（岩本誠生さん）日程第3、議長諸般等報告をいたします。

諸般報告及び議会への報告が義務づけられております地方自治法第199条の規定によ

る監査及び検査に関する通知及び報告書、債権の放棄に関する報告、また議員派遣の結果は、お手元に配付したプリントのとおりでありますので、ご一読をよろしくお願いをいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第４．議案第２号から議案第４８号及び報告第１号及び報告第２号一括上程 施政方針並びに提案理由の説明

○議長（岩本誠生さん）日程第４、報告第１号から報告第２号及び議案第２号から議案第４８号を一括上程いたします。

事務局に議案名を朗読させます。事務局長。

○事務局長（松葉早苗さん）（別紙のとおり朗読）

○議長（岩本誠生さん）朗読を終わります。

町長より施政方針並びに提案理由の説明を求めます。澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）おはようございます。本日、議員の皆様にはお繰り合わせの上ご出席いただき、令和７年３月第２回本山町議会定例会が開催できますことを厚くお礼を申し上げます。

まず最初に、このたびの本町職員の酒気帯び運転に関しまして、深くおわびを申し上げます。町全体、社会全体で飲酒運転の根絶に取り組む中、町民の皆様の信頼を裏切ることになりまして、誠に申し訳ございませんでした。

当該職員は、令和６年１０月８日の町内の飲食店で飲酒をした後、徒歩で自宅に戻り、その後、忘れ物をしたと思い、所有する自家用車を運転したものでございます。この行為は法令遵守について定めた地方公務員法の規定に違反し、町民の皆様の信頼を著しく失墜させる行為であります。本人から上司への申出があり発覚し、すぐに警察へ報告並びに相談をいたしました。本人からの申告で発覚するということはまれで、警察での捜査の後、本年１月下旬に刑事処分は不起訴処分となったところでございます。懲戒処分につきましては、刑事処分を待って行いたいと考え、不起訴となった後、職員の懲戒処分の審査委員会に諮問し、その報告を受け、令和７年２月１０日付で停職３か月の処分を行い、懲戒処分の公表基準に基づき公表いたしました。

改めまして、２月６日に私も含めまして、全職員に対し、飲酒運転の根絶について訓示を行いました。今後、町民の皆様の信頼を回復できるように、再発防止に徹底をまいります。

今回の事案を厳粛に受け止め、公務内、公務外を問わず、公務員としての自覚を促すとともに、より一層綱紀の保持と服務規律の徹底を図り、町民の皆様の信頼回復に向けて全力を挙げて取り組んでまいります。このたびは誠に申し訳ございませんでした。

さて、先月２６日に発生した岩手県大船渡市での山林火災は、平成以降の国内最大規模の

山林火災となってしまいました。建物への延焼も拡大し、犠牲者も出てしまいました。また、現在も多くの方が避難生活を余儀なくされております。被害に遭われました皆様にお見舞いを申し上げるとともに、現場で対応されている関係者の皆様に敬意を表したいと思います。そして、一日も早い鎮火をお祈りするところでございます。

それでは、施政方針の本文に入らせていただきます。

本年度、当初予算案をはじめ各議案の審議をお願いするに当たり、町政運営の基本となる考えを申し上げ、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をいただきたく存じます。

まず初めに、政府の地震調査委員会は本年1月、マグニチュード8から9程度が想定される南海トラフ巨大地震の30年以内の発生確率を、これまでの「70%から80%」から「80%程度」に引き上げました。同委員会の平田委員長は、「いつ起きてもおかしくない数字」と発言をしています。

国では、新しい地方経済・生活環境創生交付金（地方創生2.0）（地域防災緊急整備型）を創設し、地方公共団体の先進的な防災への取組への支援をするとしています。これまでの防災・減災対策に併せて、地震災害等の教訓を生かし、新たな事業も活用して地震への備えを積極的に進めてまいります。

日本全体が人口減少と少子化が進み、一方で東京への一極集中は止まっています。濱田高知県知事は、人口減少への適応策として、賢い縮小（スマートシュリンク）の視点で、4Sプロジェクトを推進すると表明をされました。

本町、そして嶺北地域においても、人口減少に歯止めがかからない中、住み慣れた地域で安心して暮らしを続けることができる、持続可能な地域づくりを進めなければなりません。

その一つとして、医療・介護・予防、住まいや生活支援が一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築が重要であります。持続可能な医療の確保に向けて取組を進めてまいります。

本町にとって人口減少、少子化は喫緊の課題です。高知県人口減少対策総合交付金（連携加算型）を活用した人口減少対策、少子化対策に必要と認められる事業についてプロジェクトチームで検討を行い、今回当初予算に計上いたしました。

住宅の確保と移住対策、子育て支援や若者交流等の取組を進めるとともに、PDCAサイクルを回しながら、事業の効果的な取組を進めてまいります。

新庁舎で業務を開始して2年が経過しました。分散していた職場が一つにまとまり、より町民の皆様の利便性の向上を図るとともに、行政を取り巻く環境も急速に変化している中で、時代に対応できる効率的な行政組織の構築に向け、機構改革検討委員会を設置し、検討を行ってまいりました。

今回、課の新設や統廃合は行いませんが、防災等の重点施策の取組や効果的な事務執行を進めるための事務分掌の見直し等、新年度のスタートに向けて体制を図ります。

引き続き物価高騰などにより、町民の皆様の生活や産業を圧迫しています。限られた予算ではありますが、これまで町民の皆様からいただいたご意見やご提案の一つ一つを大切に

し、福祉の向上と産業の振興に向けて、創意工夫による予算の効果的な執行を図り、元気で活気のあるまちづくりに取り組んでまいります。

本年度予算についてでございます。

国の動向では、国の一般会計の総額は1 1 5兆5, 4 1 5億円、当初予算としては、3年連続で1 1 0兆円を超え、令和5年度の1 1 4兆3, 8 0 0億円を上回り、過去最大となっています。

地方財政対策では、社会保障関係費、人件費や物価高が見込まれる中、地方公共団体が様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税は前年度を上回る1 9兆円（対前年度比、プラス0. 3兆円）が確保されています。

地方の一般財源総額は6 3. 8兆円で、臨時財政対策債は、平成1 3年度の制度創設以来初めて発行額がゼロとなっています。

本年度の本町の予算でございます。

当初予算の総額は、一般会計で4 6億5, 0 0 0万円で、前年度当初比2億4, 2 0 0万円、5. 5%の増額となりました。

特別会計、企業会計を合わせた全会計の総額は7 9億2, 3 5 8万円で、前年度当初比1億1, 4 9 8万円、1. 5%の増額となっております。この増額は、一般会計の普通建設事業の増加が要因となっています。

主な普通建設事業は、飲料水供給施設の整備、中間管理住宅整備、大石集会所整備事業などを計画しております。

自主財源に乏しい本町においては、国・県の補助金や交付金を活用するとともに、過疎対策事業債を中心とする起債の借入れ、財政調整基金等の取崩しにより予算編成を行いました。

過疎対策事業債は3億8, 6 5 0万円、基金の取崩し額は、財政調整基金1億6, 8 0 0万円、減債基金が1億5, 0 0 0万円、特定目的基金4, 4 0 4万円となっております。

続きまして、安心して住みよいまちづくりについて申し上げます。

様々な災害から生命と財産を守り、安心・安全な住民生活を保障することは、行政の基本的な責務です。消防防災、ダム対策及び交通安全等の各施策を推進し、安全に生活できるまちづくりを目指してまいります。

（1）といたしまして、防災・災害対策について。

自然災害はいつ発生するか予想できません。昨年度、改訂した本山町地域防災計画を基に、日頃からの備えに努め、災害に強いまちづくりを進めます。

頻発する大規模な土砂災害などから住民を守るためには、町土の強靱化を進めていくことが重要です。国直轄砂防事業対象区域の拡大を受け、さらなる事業を推進するため、国や県、関係各機関との連携強化と要望活動に引き続き取り組みます。

近い将来、発生が予想される南海トラフ地震対策のために、9, 6 0 6万9, 0 0 0円と前年度の予算を倍増し、住宅やブロック塀の耐震化を図ります。

また、耐震ブレーカー、家具転倒防止器具等の設置につきましては、さらなる普及を図るために、今回、耐震ブレーカーのコンセントタイプも補助対象とされましたので、事業者に加え、個人での取付けも補助対象として推進をしてまいります。

（２）交通安全対策。

通学路交通安全プログラムに基づいた通学路の整備等により、児童生徒が事故に遭わないように通学路の安全対策に取り組みます。また、町道へのカーブミラー等の設置により、安全対策の強化に努めます。

（３）防災対策といたしまして、特殊詐欺などによる被害を未然に防ぐには、犯人と接触しないことが重要であります。そのため、昨年より高齢者世帯を対象に録音機能付固定電話及び録画機能を備えたドアホン設置に対する補助制度を町単独事業として実施しております。

本年度は１０世帯を計画し、町民の方々が特殊詐欺被害に遭わない未然の対策として、安心して暮らせる地域づくりを目指していきます。

４番としまして、山崎調整ダム魚道整備と吉野川河川整備計画の推進でございます。

高知県では、現在、山崎調整ダム周辺の魚道整備に係る基礎調査を実施し、併せて嶺北中央病院下の河川整備も進められています。

今後、基礎調査結果を注視するとともに、近隣市町村や漁業協同組合等と連携し、高知県吉野川水系河川整備計画に基づく山崎ダム魚道整備と吉野川河川整備に向けて積極的に取り組んでまいります。

２．豊かなまちづくりといたしまして、農林業を主として営まれてきた各産業は、後継者不足や社会情勢の変化等を受け、依然として厳しい状況にあります。これまでの産業の枠組みを超え、産業間の連携を図りながら、継続的・総合的な産業振興を図ります。

（１）農業といたしまして、農業の担い手不足等の影響により、地域の農地が適切に管理されなくなることが懸念される中、農地の集約化に向けた将来の農地利用の姿を明確化し、優良な農地を次世代へ引き継ぐことを目的に策定した地域計画を着実に実行していくため、各関係機関と連携を図りながら、農地基盤整備や担い手育成など、国・県の事業を有効活用し、地域の農地を守る取組を進めてまいります。

新規就農者の確保・育成は、地域農業を継続する重要な課題と位置づけ、次世代人材投資事業、新規就農研修支援事業、地域営農支援事業など、農業人材確保の各事業を拡充し、担い手育成対策の強化を図ってまいります。

本町のような中山間地域では、農用地の現地確認作業に多大な労力と時間がかかっており、事務の効率化を図る取組として、高知県と連携し、本町を含む県下３市町で衛星データを活用し、パソコン上で調査確認する取組を新たに実証として進めてまいります。

農村型地域運営組織形成推進事業、農村ＲＭＯ事業といいますが、の３年間の取組の中で、特に農家より要望の多かったのは、棚田ののり面対策と作業軽減であり、のり面除草対策として、農地保全防草対策モデル事業に取り組んでいきます。

堆肥センターの改修により、機能の拡充が図られた施設の運営を推進するため、新たに堆肥原料の持込み支援やペレット堆肥の散布費用助成に取り組めます。

また、農林水産省のみどりの食料システム法に基づき、高知県が策定した環境負荷低減事業活動の促進に関する高知県基本計画に、ペレット堆肥の地域内循環による取組が地域指定を受けることになり、環境保全型農業直接支払交付金の対象地域となりました。

また、事業主体であるＪＡ高知県へ、堆肥製品を運搬するためのホイールローダーとフォークリフトの整備に県とともに補助をします。

地域営農を支える農業公社の存在は、農家の高齢化が深刻な本町において、なくてはならない存在であり、地域の農地を守り、農家の農業経営の安定化を支えていくことは喫緊の課題でございます。集落機能の維持にも取り組んでいる農業公社を引き続き支えてまいります。

コロナ禍以降も畜産農家を取り巻く環境は、子牛等の取引価格の低迷や畜産飼料価格の高止まり等、厳しい経営環境が続いております。影響を受けた畜産農家に対する子牛価格等の安定化対策（基準額との差額の８割を補助する価格補填制度、上限が１２万円）を継続することで、取引価格の下落による売上げの減少を受ける畜産農家を引き続き支援をしております。

また、畜産の新たな取組として、栄養バランスが高く品質のよい子牛の生産が期待できる乾燥草チモシーの導入を推奨し、一般の乾燥草との価格差を補填する新たな実証事業として取り組めます。

（２）林業でございます。

本山町森林林業ビジョン、土佐本山コンパクトフォレスト構想といいますけれども、に基づいて７つの基本施策を柱に、引き続き森林の基盤整備、森林経営管理制度の推進、林業後継者の育成等の各種事業を実行していきます。現在、育成を進めている森林フォレスターが行政と森林施業者の橋渡し役として、町の林業施策を森林施業につなげる役割を発揮することで、多様性のある森づくりをつくっていきます。

令和６年１月に設立された中間支援組織、一般財団法人もりとみず基金との連携を深めることによって、豊かな自然環境を持つ水源地域と人口の多い利水地域が一体的に森林保全・活用に取り組むことで、Ｊクレジットの活用による森林整備、自伐型林業家の育成、再造林の推進、木材関連産業の振興、安定的な水資源の活用など双方にメリットが享受される取組を進めていきます。

本年度より、もりとみず基金の法人に大川村と大豊町が新たに加わることによって、嶺北４町村の水源地域と高松市をはじめとする利水域で相互に連携を図ることで、地域資源の活用が最大限に発揮される地域循環共生圏の実現を目指します。

町内において農産物や林産物への有害鳥獣被害が深刻な状況となっており、防獣フェンスや捕獲おりの設置などで対策を講じておりますが、近年では、特にサル被害の情報提供が増加しており、引き続き本山町有害鳥獣被害対策協議会の中で有効な対策の検討を進めて

まいります。

本年度は、有害鳥獣の捕獲報償金を拡充し、有害鳥獣被害対策の強化を図ってまいります。また、新たな狩猟者を確保育成していくために、狩猟者免許取得時の経費補助や狩猟者登録更新時にかかる保険料及び会費等の補助を継続いたします。

さらに、町民の皆様より要望の多い美しい自然環境を保持・確保することを目的に、支障木の伐採等を実施する美しい村景観保全事業を拡充するとともに、市街地に近い南山の町有林を童心の森と位置づけ、多様な森をコンパクトに配置し、また行きたくなる森林空間づくりを目指して、人工林の計画的かつ継続的な伐採による樹種転換や複層林化による災害に強い森づくりを進め、住民参加による植栽・整備作業の継続的な実施などができる城山の森整備計画として策定をしていきます。

（３）商業でございます。

本山町小規模企業振興基本条例を制定いたします。小規模企業の振興を本町の重要な課題と位置づけ、小規模企業の振興を図るために関係機関との役割等を明確化し、総合的かつ計画的に推進をしてまいります。その中で、郊外への移転等に伴い増加傾向にある市街地の空き店舗の有効活用と、新たに起業を目指す事業者を結びつけ、商工会との連携で初期費用等を支援する仕組みづくりを目指してまいります。

また、本山まるごと応援スタンプラリー事業は、４年目を迎え、県補助事業の対象外となりましたが、昨年も多くの応募があり、新たな顧客の獲得と町内商店への誘客、地域経済の活性化に大きな効果があるため、小規模企業を応援する町単独事業として継続してまいります。

市街地（まちなか）にチャレンジショップが誕生して約２年が経過し、現在２期目のチャレンジャーとして飲食店と介護事業所が新たに開業を予定しております。引き続き商工会と連携を図りながら、チャレンジ終了後を見据えた展開へのサポートを行うとともに、地域活性化、地域コミュニティの再生、にぎわいづくりの創出を図る取組としてまいります。

（４）観光・交流人口の拡大につきまして。

土佐れいほく観光協議会を中心に、４町村、観光協会、商工会等と連携し、誘客活動の推進を図るとともに、さらなる情報発信に努め、観光振興による地域経済の活性化を目指してまいります。

「極上の田舎、高知。」を楽しむため、汗見川での川遊びや吉野川を中心としたアウトドア活動など、自然と親しむ体験型観光が注目されています。交流人口の受入れ拠点であるアウトドアヴィレッジもとやまを核に、アウトドア体験、スポーツ活動、交流事業、そして町なか活性化の取組と連動した交流人口の拡大を進めてまいります。さらに、集落活動センターとの連携、棚田や文化財など地域資源を活用し、県などと共に連携して滞在型観光を目指していきます。

また、インフラツーリズムの一環として、早明浦ダム左岸展望台周辺の環境整備を進めることで、早明浦ダム再生事業に伴うダム湖の眺望や堰堤工事の移り変わりを楽しむことに

よる交流人口の拡大が町内全域に波及するように推進をしてまいります。

本年度は、大阪・関西万博の開催により、高知県と連携した行事やイベントへの参加や昨年7月に大阪市梅田にオープンした高知県アンテナショップ、スーパーローカルショップとさとの連携を通じて、本町の持つ食や観光などの魅力を内外に情報発信し、交流人口の拡大につなげてまいります。

(5) 地域おこし協力隊について申し上げます。

意欲ある都市部在住の人材を積極的に誘致する地域おこし協力隊は、本年4月で15年目を迎え、林業やアウトドア等様々な分野の振興に尽力され、地域振興や活性化に欠かせない存在となっています。

しかし、協力隊の活動が全国的に広がったことから、近年、協力隊員を確保することが厳しい状況となっております。そのため、既存のサイトや相談会等の活用を拡充するとともに、本年度新たに就業体験を積むインターンシップを実施し、本町を知って体験してもらうことで、12名の協力隊員の確保に努めてまいります。

(6) 番といたしまして、積極的な情報発信でふるさと納税をでございます。

昨年、ふるさと納税の先進事例を研究し、自治体直営での運営へと切替えを行い、雇用創出などに取り組みました。これからも生産者と地域事業者が連携した特産品の開発や、納税額向上に向けた取組を関係者と協議し、積極的に進めていきます。

町外の方にさらなる本山町の魅力を認知していただくために、より魅力的・有効的な情報発信に努めていきます。あわせて地方を応援する制度として設けられた企業版ふるさと納税の推進に取り組んでまいります。

3番の明るく希望のあるまちづくりについて申し上げます。

生涯にわたり、健やかで心豊に安心して暮らすことができる体制整備と町民皆様の教育環境のより一層の充実に努めてまいります。

(1) 番といたしまして、健康推進でございます。

本町では、健康寿命延伸のため住民一人一人の主体的な健康づくりの推進を目指しています。令和6年度には、第4期本山町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画、これは令和7年から令和10年でございます、を策定いたしました。

今後におきましても、町民の皆様が自らの健康を守っていくことができるよう、地域医療健診や各種がん検診、小・中学校をはじめとする各年代への健康教育、地域ミニデイ事業でのフレイル予防など、子どもから高齢者まで幅広く健康づくりの充実に取り組んでいきます。

(2) といたしまして、介護予防（フレイル予防）でございます。

本年度、65歳以上の高齢者を対象として、帰全の森体育館トレーニングルームを活用した運動機能向上教室を実施し、これまでに介護予防事業等に参加したことのない住民の皆様が、主体的に健康づくりや介護予防に取り組むことができる環境づくりを図ります。

(3) 番といたしまして、福祉医療費助成の充実でございます。

障害者の医療費助成を目的として始まった重度心身障害者医療助成制度は、現在まで重度の身体障害者、知的障害者手帳所持者のみが対象であり、精神障害者手帳所持者は対象になっていませんでした。

これらを踏まえ、最近の社会情勢や精神障害者を支援する団体、家族会などの要望も受け、本年度より県に先駆けて重度の精神障害者手帳所持者も対象とした医療費助成制度を実施していきます。

(4) 番、嶺北中央病院について申し上げます。

病院事業は、嶺北地域の人口減少や需要の減少の影響を受け、経営状況は大変厳しい状態となっています。令和6年度において、新型コロナウイルス関連の補助金の撤廃、入院収益の減少、人件費等の増加により、大幅な赤字決算を見込んでおります。

そのため、令和5年度に策定した本山町国民健康保険嶺北中央病院経営強化プランに沿って、PDCAサイクルを定め、進捗状況の点検や評価、病院機能の見直しにより、関連方策の実施を行っているところでございます。

特に、減少傾向にある入院患者数を踏まえた病棟看護職員の配置数の見直しは、避けることができない状況にあります。具体的には、看護職員の協力と努力の下、外来と病棟間の応援体制を推進しており、令和7年度からは、一般病棟の看護職員の配置数を減少してまいります。

一方、常勤医師につきましては、令和7年度に内科医は減少し、整形外科は非常勤となることを見込まれており、医師確保にも取り組んでいく必要があります。さらには、今後の医療需要の減少を踏まえ、病床のダウンサイジングについて、補助金の動向も見据えつつ、段階的に検討及び実行していく必要性は高いと考えられます。

これらの多くの課題と対峙しながら、嶺北中央病院は嶺北地域での公的医療機関としての使命を果たすため、嶺北地域の救急医療、急性期医療、僻地医療、災害医療の救護病院としての機能を果たしながら、地域包括ケアの構築に引き続き取り組んでまいります。

嶺北中央病院が現在抱えている多くの課題は、本山町が単独で解決できるものばかりではないため、今までにない発想や努力により、国への要望や高知県、嶺北地域の他の自治体、関係医療機関との連携体制の強化や役割の分担などを図ってまいります。

(5) といたしまして、保育と子育て支援でございます。

子どもと子育て家庭等を総合的に支援していくことを目的に、本山町子ども・子育て支援事業計画を策定し、取組を進めてまいります。

生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な幼児期でもある0歳から就学前の子どもたちを預かる保育所では、遊びを中心とした生活の中で豊かな心と体を育み、仲間と育ち合う経験を積み重ねていきます。

子どもの成長にとって適切な環境整備を図るため、保育所においては、保護者、保育士が共に学び合いながら、多角的に子どもの生活や遊びについて協議を行い、人的・物的環境を整えていきます。今後も環境整備に向けた研修を行い、保護者の保育活動への参画による子

育て支援への理解・促進につなげ、子どもや保護者が安心して就学を迎えられるように、保育所、小学校との連携をより密に持ちながら子育て支援の充実を図っていきます。

子どもと保護者を地域で支えるE S S E N C Eチームによる地域支援事業での学びを活かし、地域の支援者として一貫した見立てや支援体制の構築を推進していきます。引き続き保健師や専門家との連携を密にし、小・中・高への継続した支援を行います。

一時保育事業は、一時的に保育が必要となる就学前児童を対象にした子育て支援事業で、本町では昨年より事業を開始しており、子育て支援センターを利用している方を中心に利用率が増加傾向にあります。今後も本事業の目的である保護者の心理的・身体的負担の軽減となり、安心して子育てができる環境整備に努め、よりよい子育て支援を進めてまいります。

(6) 学校教育について申し上げます。

グローバル化や情報化、少子高齢化が急速に進むなど、社会・経済が大きく変化する時代の中で、郷土への愛着と誇りを持ち、自らの夢に向かって未来を切り開き、これからの時代をたくましく生き抜いていく力を育んでいきます。

I C Tを活用した学習については、デジタル教科書や1人1台のタブレット端末を活用し、個々の学ぶ力を引き出し、主体的・対話的で深い学びを実現する新しい学習スタイルを実践するとともに、タブレット端末を活用して授業と家庭学習を切れ目なくつなぐ取組を進め、日常的な学習習慣の確立を図るための支援を行っていきます。

国のG I G A構想も第2期目となり、更新が必要となるタブレット端末機器を2年間で順次更新する計画としており、本年度は校務用パソコンと合わせて110台を更新し、学びの環境を整えていきます。

不登校児童生徒に対する支援については、学校生活への復帰や社会的自立への支援を行うため、教育支援センターみらいでの居場所づくり、学習・相談活動、児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を行うなど、相談サロンを活用した相談支援体制の充実に努めます。

また、学校運営の改善や児童生徒の健全な育成に取り組むための学校運営協議会(コミュニティスクール)など、地域と協働しながら子どもの健全育成に向けた取組を進めていきます。

働き方改革としての教職員の業務改善にはI C Tを効果的に活用し、校務D Xの推進が不可欠であり、支援体制を確立するため、I C T支援員や学習支援員、外部人材等の確保を図ります。

本年度、長年の課題でありました嶺北中学校職員室については、生徒の学びなどの支援充実を図るため、職員室の機能充実に向けた大規模改修を進めていきます。

学校部活動については、学校・保護者等とも協議を進め、学校での教育活動やスポーツ活動など、教育活動を推進する環境づくりを進めていきます。

次に、(7) 番といたしまして、嶺北高校の魅力化プロジェクトについて申し上げます。

嶺北高騰学校魅力化アクションプランに基づき、嶺北高騰学校の魅力ある環境づくりのために、学びの環境の充実、ひいては地域全体の活性に資するための取組として、高校並び

に地域との連携を通じ、魅力化プロジェクトの推進を一層図っていきます。

また、れいほく教育魅力化・交流支援センターについては、本年4月に開所から5年目の節目の年となり、今までの取組を検証し、よりよい場所となるよう充実を図っていきます。

海外留学・国内研修として万博国際交流プログラムでは、アフリカのセーシェルとの交流を通じて異文化の理解を深め、将来的な長期留学につながる取組を進めてまいります。

(8) 番、社会教育について申し上げます。

町民一人ひとりが生涯を通して健康で生きがいを持ち、心豊かな人生を送るため、恵まれた自然や人的資源、社会教育関連施設を活用して、自分磨きができる環境づくりに努め、ひとづくり、まちづくりを進めてまいります。

各種の学習活動、スポーツ・文化活動では、各種団体と連携して学習の場の提供や創出及び各種活動の活性化に向けた取組を進めてまいります。

大原富枝文学館、さくら図書室等の施設整備については、本山町教育施設運営等検討委員会で協議を進めていきます。図書館等の整備については、既存施設である中央公民館施設の活用も含め、図書機能等の拡充と施設活用の協議を進めていきます。

大きな4番の快適で魅力あるまちづくりについて申し上げます。

交通・通信網や水道施設等の整備をはじめ、環境の保護と保全を図り、快適で魅力ある生活環境の確保に努めてまいります。

(1) といったしまして、まちなか活性化プロジェクトについて申し上げます。

地域プロジェクトマネジャーや集落支援員などの人材を活用し、まちなかの活性化に向けた取組が加速した1年となりました。町なかを中心につくり上げた様々なイベントは、地域活性化につながっています。

本年度は、まちづくり組織の立ち上げを計画しております。また、集落活動センター機能については、引き続き検討を進めてまいります。

「人がつながるまちなかに」をスローガンに、元気で活力ある取組をまちなかから町内全域に波及する取組へと住民の皆様と共に進めてまいります。

(2) といったしまして、他文化共生社会の推進について申し上げます。

本町では昨年9月、JICA四国センターと高知大学次世代地域創造センターとの三者間において、地域活性化等のまちづくりを推進する連携覚書を締結をいたしました。今、本町において、40人を超える外国人の方々が在住されております。国際的視点を持った地域づくり（グローバルとローカル）、グローバルといえますけれども、が必要となっております。

JICAの国際協力で培った知見・経験の活用や高知大学との連携により、様々な国の多様な文化を理解・尊重するとともに、交流を進める他文化共生社会の取組を進めてまいります。

(3) といったしまして、公共交通について申し上げます。

汗見川地区では、公共交通の利便性向上を図るため、地域住民と路線バス運行事業者との

意見交換会や説明会を行い、路線バスの停留所から離れた地域へのルートや運行方法などを検討してまいりました。

本年10月から検討した内容を踏まえた「たすけあい交通」として実証運行を開始をいたします。

また、高齢者による運転免許証自主返納者への支援といたしまして、運転経歴証明書発行手続の費用補助とさくらバス運賃の全額減免（1年間）を行います。

高齢化が進む本町で、住民の生活の足となる持続可能な公共交通ネットワークを構築するため、住民の皆様の利便性向上と利用促進に向けた取組を進めてまいります。

（4）地域情報通信について申し上げます。

テレビの難視聴地域を解消するため、告知放送の光ケーブルを整備する際に、ケーブルテレビ施設が整備されました。メイン施設は土佐町田井にあり、サブ施設は町営住宅桜ヶ丘ハイツ東側の町有地に設けております。

今回、耐用年数を超えたメイン施設の機器の入替えとサブ施設の一部新設を行うため、5,670万円を計上いたしました。

（5）デジタル化の推進につきまして申し上げます。

本年4月から、住民票の写しや印鑑登録証明書をコンビニなどの端末で受け取るコンビニ交付の本格運用を始めます。役場の閉庁時でもある夜間や休日等に町外のコンビニでも受け取ることができるなど、利便性や必要性が高いことから、さらに活用が伸びていくことが予測されております。

また、住民の皆様の利便性向上と利用促進に向けた取組として、所得課税証明書等のコンビニ交付に向けた整備を進め、さらなるデジタル技術の活用を推進してまいります。

（6）更新住宅事業について申し上げます。

更新住宅は、老朽化した改良住宅の取壊しをすることで事業完了となります。この間、更新住宅の完了に向けて、地元地区委員会や議会において町の考え方を示して取り組んでまいりましたが、解決に至っていません。

昨年12月議会定例会において、平成28年から40戸建設に至るまでの事務手続の調査を行い、旧住宅の取壊しを含めた事業の早期完了への道筋を図るとして設置された、更新住宅建設事業等の調査特別委員会の最終報告書の指摘も踏まえまして、引き続き事業の完了に向けて取組を進めてまいります。

（7）番といたしまして、道路改良事業について申し上げます。

町道本山三島線については、国の交付金等を確保し、本年度中に旧橋の撤去を実施いたします。

（8）番、国道439号線改良工事について申し上げます。

国道439号井窪工区道路改良工事については、令和6年度中に地質調査・新道橋梁設計が完了し、本年度中に物件調査と用地買収等を進めていく予定となっています。町としても、県や関係者と協議し、早期工事着工に向け努めてまいります。

(9) といったしまして、飲料水供給施設整備について申し上げます。

本年度の整備箇所は、沢ヶ内の吹ヶ野地区の工事と北山東の栗ノ木・ムラカミ谷地区の設計を計画しております。

5番といったしまして、持続可能なまちづくりについて申し上げます。

少子高齢化と過疎化が進行し、集落機能の存続と地域活力の低下が危惧されている中、町民の要望を的確に把握し、効率的な行財政運営に努め、町民が主人公の行政、共に話し合える協働のまちを目指します。

(1) といったしまして、集会所整備について申し上げます。

地域コミュニティの場や地域防災等各地域に住まわれる方々の協働の場としての重要な役割を持つ集会所について、高齢化した施設等の整備を計画的に進めております。本年度は、大石集会所（南部分団屯所併設）でございますけれども、の新築工事に着手をいたします。

(2) といったしまして、地球温暖化対策・グリーン化について申し上げます。

2050年のゼロカーボンシティ達成に向けて、本山町再エネ導入ロードマップ・地球温暖化対策実行計画を策定します。この計画は、地球温暖化対策の推進と持続可能な地域社会の形成を目指すことを目的としています。

また、計画を推進していくために、これからの地域社会の維持・発展を担う将来の世代に、どのような本山町を形成し受け渡していくことができるか、本町が主体的・継続的に検討しながら本計画を推進していくことが重要としました。まず、本計画の普及啓発などを通じて、脱炭素・再生エネルギーへの理解醸成や意識向上に努め、計画を推進してまいります。

昨年に引き続き、高知県の補助制度を活用し、個人住宅への太陽光発電と蓄電池の設置について支援を行います。

(3) としまして、人口減少対策でございます。

高知県人口減少対策総合交付金、連携加算型を活用し、結婚・子育て支援事業では、出会いのきっかけ支援やフリーランス等出産育児支援、男性育休取得支援などを計上しました。

移住定住促進事業では、住宅確保対策として空き家の状況や意向調査、若者・子育て世帯新築リフォーム促進経費として1戸当たり100万円の支援をいたします。連携加算型の事業としては、14事業、総額2,480万8,000円となりました。また、基本配分型は、昨年度に引き続き、不妊治療助成や育児助成など1,216万円を計上いたしました。

移住定住では、高知県UIターンサポートセンター等の主催する移住相談会への参加や嶺北4町村での定期的な担当者会を通じて情報交換を図り、移住希望者への的確な情報伝達、PRに努め、本町への移住者の定着につなげてまいります。

また、住宅整備では、本年度より町が所有者から空き家を最大12年間借り上げ、国・県の補助金と起債を活用し、大規模改修後、移住者に貸し出す中間管理住宅事業として6,000万円で3戸、所有者が空き家を国・県の補助金を活用して改修し、10年間貸し出す住宅として1,350万円で5戸を計画しております。

本年度の町政運営の基本的な考え方及び重点施策の概要についてご説明を申し上げます。

た。

本町では、公債費などの増加による経常経費が大幅に増加し、財政運営が大変厳しい状況となっており、この状況は当面の間、継続することが見込まれております。

国や県の動向などを把握するとともに連携を図り、必要な事業は積極的に進める一方、中長期的な財政計画に基づいた健全な財政運営に取り組んでまいります。また、財政状況が厳しいときだからこそ、町民の皆様、議会の皆様と一緒に、町長以下職員一同、知恵と力を結集してまちづくりに全力で取り組んでまいります。

議員の皆様、町民の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げまして、施政方針といたします。

続きまして、今回提案いたしました議案を説明をいたします。（別紙のとおり議案提案理由説明）

以上をもちまして、議案に関しましての説明を終わります。何とぞご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（岩本誠生さん）以上で、施政方針並びに提案理由の説明を終わります。

ここで10分間休憩します。

休憩 10：21

再開 10：30

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第5．報告第1号 町長の専決処分の報告について

日程第6．報告第2号 令和6年度本山町病院事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（岩本誠生さん）日程第5、報告第1号 町長の専決処分の報告について（工事請負費の変更について）並びに日程第6、報告第2号 令和6年度本山町病院事業会計予算繰越計算書の報告についてを一括議題といたします。

提出者の報告を求めます。

中西建設課長。

○建設課長（中西一洋さん） （別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）続けて、報告第2号の報告書の説明を、佐古田病院事務長。  
病院事務長。

○病院事務長（佐古田敦子さん） （別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）以上で、報告第1号、報告第2号の報告を終わります。



～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第7. 議案第2号 本山町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生さん） 日程第7、議案第2号 本山町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。補足説明ありませんか。

澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） （別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん） 補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん） お伺いしたいのは、こういった場合の規定ですね。業務上の過失あるいは公務上の業務上の過失の場合もあると思いますし、そして公務外での、いわゆる社会的な問題に関することがあるかと思いますが、それも刑事罰があるとか、いろんな社会的制裁の下でのいろいろ相違があると思いますけれども、こういう場合には、今20%、3か月というふうに言いましたが、一定の規定があるかどうかをお伺いいたします。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） お答えします。

規定については、私は承知をしております。これは管理監督責任として、どのように判断をするのか、それは首長と副町長と相談をして決定したものでございます。

なお、いろんな県内でも同様のケースもございますので、そういったものも参考にしながら、提案をさせていただいたものでございます。

○議長（岩本誠生さん） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん） お尋ねします。

これ、特別職の町長、副町長が減額処分を受けるということでございますが、これはさておき、例えば所属長に嚴重注意とか、そういうふうな処分というのはなかったのでしょうか。

それと、今回の事案はプライベートな職員のことであると。ということは、管理監督者である町長、副町長は、職員のプライベートな事柄についても職務上の減額処分という処分を受けなければならないのか、その点のことについての所見をお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） お答えします。

ご指摘のとおり、プライベート、公務外の行動でございますけれども、公表基準に基づいた公表はしておりますけれども、担当課の上司に対する処分等については、今回諮問をいたしておりませんので、そういった処分はございません。

町といたしまして、この飲酒運転につきましては、ずっと折に触れて、特に年末年始とか

いうときには訓示もし、飲酒運転、それから交通安全運動という際にも、一番徹底しなければならない、やってはいけないというのは飲酒運転、これは本当に人命を、場合によっては奪うこともあるようなこともありますので、これはもう徹底して根絶しなければならないということで、職員に今までもそういったことを訓示してまいりました。

それでもありながら、こういった事態が生じてしまったということでは、これはもう管理監督責任があるというふうに判断して、この条例を出させていただいたものでございます。

○議長（岩本誠生さん）よろしいですか。ほかにありませんか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）やはりプライベートなこととはいえ、やっぱり役場職員とか庁舎等、非常に新聞、テレビ等へも出て、やっぱりこういうことはあってはいけないんで、今後こういうことがないように、みんなで注意しながらやっていく。やっぱり飲んだときは、もう車は使わないというのを徹底して、それで本山町をよりイメージアップを今後図っていくことが非常に大事じゃないかと思います。信頼回復に努めていくことが非常に大事じゃないかと思いますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）もうご指摘のとおりでございまして、今回の事案につきましては、町民の皆様の信頼をもう本当に著しく失墜してしまったということで、誠に申し訳ないというふうに思っております。

この事案を受けまして、これはそのままにはしておけないということで、最初に、施政方針の前に説明もしましたけれども、関係機関にも相談しながら対応してまいりました。

あわせて、刑事処分を待つて懲戒処分の内容については検討しようというふうに考えておりましたので、そういったことも受けて、今回の処分につながったというふうになるものでございます。

あわせて、2月6日でしたか、先ほども報告もしましたけれども、臨時庁議を開催しまして、その後、全職員を集めまして、事件の経過についても説明するとともに、一層住民の皆様様の信頼を回復するために、もうこういうことは二度とあってはいけないということで、飲酒運転の根絶について徹底を図ったところでございます。

本当に今回のケースにつきましては、誠に申し訳ないというふうに考えておりまして、改めまして綱紀の保持と服務規律の徹底ということについて職員に図ってまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（岩本誠生さん）よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、質疑を終わります。

討論の申出はありませんか。

4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）私は、この処分にはまず反対をしたいと思っております。

まず、最初にお聞きしたように、明確な規定がないことに対して、そのとき、そのときで話をしながら、県下の様子も見ながら、何となくということではないでしょうけれども、十分論議したと思いますが、決めていくということには、私は少し危うさがあるように思います。

今回の事例を見ましても、本人への3か月の処分があり、そして町長が説明したような徹底した綱紀粛正を図るというようなことを取っていることからすると、あえて町長、副町長の給与減額の必要は私はないというふうに思いますし、何かそういうつもりはないと多分言うと思いますけれども、これでもう終わりにするみたいなことに見えかねないということで、そのことも含めて、そして今回の内容では、これほどのものではないんじゃないかという思いが、その規定がありませんので、私もそういうものではないんじゃないんですかぐらいしか言えませんが、もし今後において、一定の基準をつくっておくということも提案をいたしまして、今回の場合は反対したいと思っております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）反対討論が終わりましたが、賛成討論はありますか。

（「なし」の声あり）ないようですので、討論を終結します。

議案第2号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第2号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

賛成多数であります。

したがって、議案第2号 本山町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

お諮りします。議案第35号 令和7年度本山町一般会計予算から議案第42号 令和7年度本山町病院事業会計予算までの8議案につきましては、特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）ご異議ないようでありますので、特別委員会を設置することと決定をいたします。

名称につきましては、令和7年度本山町予算審査特別委員会として、構成は議長を除く9名といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）ご異議ないようでありますので、名称は令和7年度本山町予算審査特別委員会として、構成は議長を除く9名と決定をいたしました。

特別委員会の委員長、副委員長の選任につきましては、委員会条例第8条第2項において、委員の互選となっております。ここで暫時休憩し、委員長、副委員長互選をお願いしたいと思います。

暫時休憩します。

休憩 10:54

再開 10:57

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま予算審査特別委員会から、委員長及び副委員長を互選した旨の通知をいただきました。

委員長に松繁美和さん、副委員長に吉川裕三さんと決定をされました。よろしくお願いします。

~~~~~

日程第8．所管事務調査の委員会報告

○議長（岩本誠生さん）日程第8、所管事務調査の委員会報告を行います。

総務常任委員会が報告することを承認し、9番、澤田康雄さんに報告を求めます。

9番、澤田康雄さん。

○総務常任委員長（澤田康雄さん）（別紙のとおり委員長報告）

○議長（岩本誠生さん）以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（発言する声なし）質疑ないようですので、質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

~~~~~

○議長（岩本誠生さん）次に、産業土木常任委員会が報告することを承認し、5番、白石伸一さんに報告を求めます。

5番、白石伸一さん。

○産業土木常任委員長（白石伸一さん）（別紙のとおり委員長報告）

○議長（岩本誠生さん）以上で、産業土木常任委員長の報告を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（発言する声なし）ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、所管事務調査の委員会報告を終わります。

~~~~~

日程第9．嶺北広域行政事務組合議会議員報告

○議長（岩本誠生さん）日程第9、嶺北広域行政事務組合議会議員報告を行います。

嶺北広域行政事務組合議会議員、6番、上地信男さんの報告を求めます。

6番、上地信男さん。

○6番（上地信男さん）（別紙のとおり議員報告）

○議長（岩本誠生さん）以上で、嶺北広域行政事務組合議会議員の報告を終わります。

~~~~~

○議長（岩本誠生さん）これをもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたしたいと思います。どうもお疲れさまでした。

午前11時16分 散会